

# 第6章 介護保険事業等の実施目標

## 第1節 介護保険事業の目標数値の推計手順

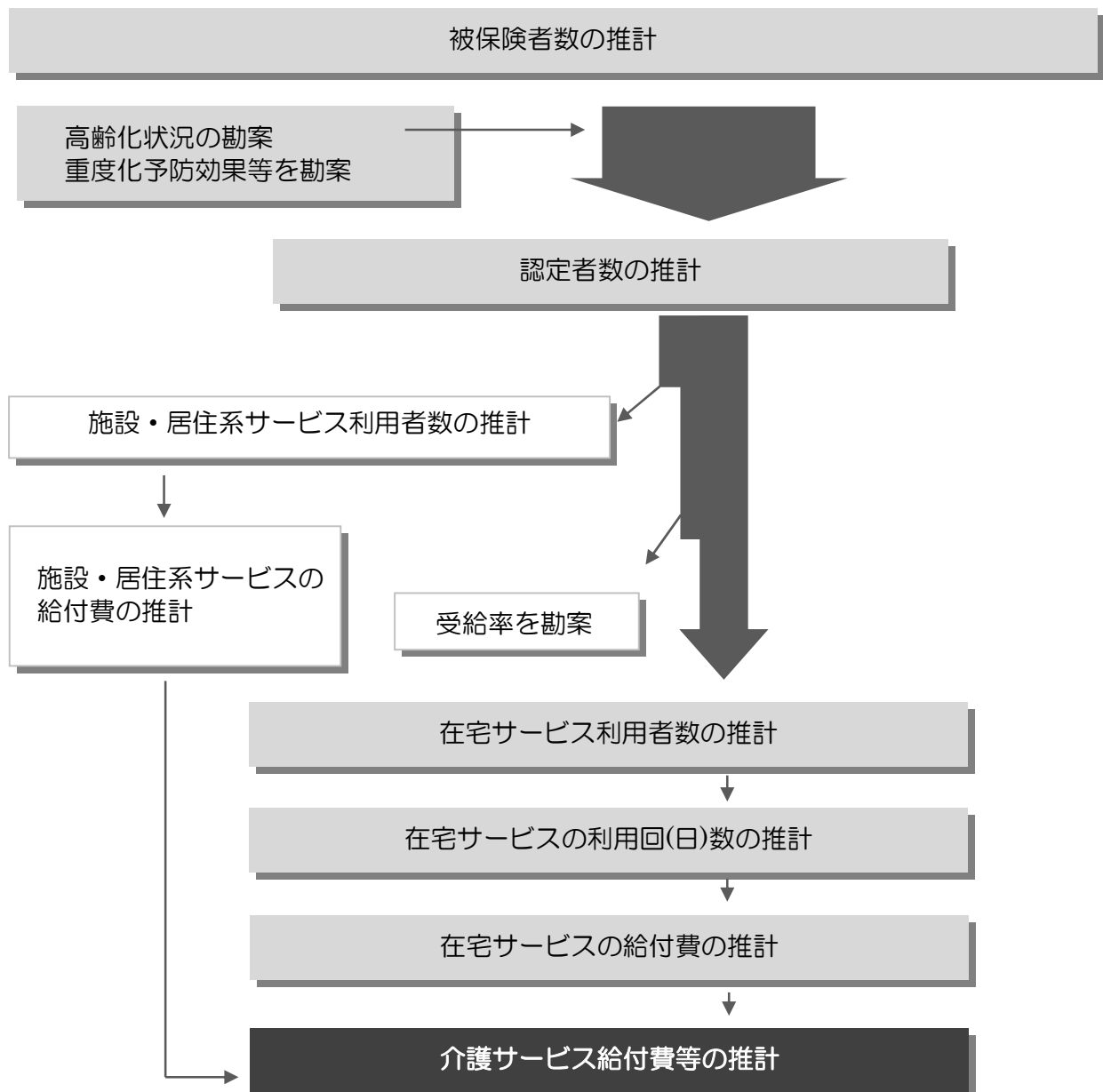
第7期介護保険事業の数値目標は、次のような流れで見込みます。

まず、「被保険者数」を推計し、次に、高齢化や重度化予防の効果等を勘案して「認定者数」を推計します。

次に、認定者のうち「施設・居住系サービス」の利用人数を見込み、「受給率」を勘案しながら「在宅サービス利用者数」を推計します。

サービス種類ごとに、1人1月あたりの利用回(日)数を推計し、平均利用単価を乗じて月あたりの給付費を推計します。

### 【介護保険給付費等の推計手順】



## 第2節 サービス対象者数の推計

### 1. 将来人口及び被保険者数

近年の人口の推移をベースに、平成37年までの将来人口を推計し、第7期における被保険者数を下表のとおり見込みました。

図表 6-2-1-1 推計及び被保険者数

区分	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
総人口	29,192人	28,926人	28,659人	27,195人
第1号被保険者数	8,985人	9,112人	9,243人	9,363人
65～74歳	4,759人	4,800人	4,843人	4,110人
75歳以上	4,226人	4,312人	4,400人	5,253人
第2号被保険者	9,518人	9,336人	9,153人	8,514人

(注) 推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」による

### 2. 要介護等認定者数・認定率

近年の認定率の推移等を勘案し、要介護度別の認定者数及び認定率を下表のとおり見込みました。

図表 6-2-2-1 要介護等認定者数

区分	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
認定者数	1,536人	1,560人	1,584人	1,973人
要支援1	190人	223人	227人	285人
要支援2	179人	186人	194人	221人
要介護1	234人	242人	250人	314人
要介護2	249人	245人	248人	284人
要介護3	304人	287人	287人	430人
要介護4	255人	262人	267人	328人
要介護5	125人	115人	111人	111人
うち、第1号被保険者	1,500人	1,520人	1,540人	1,927人
要支援1	187人	220人	224人	282人
要支援2	177人	184人	192人	219人
要介護1	227人	230人	234人	297人
要介護2	241人	237人	240人	276人
要介護3	300人	285人	286人	429人
要介護4	244人	249人	253人	313人
要介護5	124人	115人	111人	111人
認定率(認定者数/第1号被保険者数)	17.1%	17.1%	17.1%	21.1%

### 第3節 サービス別利用者数・給付費等の見込み

#### 1. 居宅サービス

##### (1) 訪問介護

訪問介護の利用は、平成32年度には介護給付が51,256回、平成29年度（見込み）から23.1%の増加になると見込みました。また、8年後の平成37年度には65,772回、58.0%増を見込みました。

図表 6-3-1-1 訪問介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(回/年)
	介護		
29	150		41,638回
30	165		48,048回
31	170		49,339回
32	175		51,256回
37	205		65,772回

##### (2) 訪問入浴介護

訪問入浴介護の利用は、平成31、32年度には734回、平成29年度（見込み）から5.8%の減少になると見込みました。また、平成37年度には794回、2.1%増を見込みました。

図表 6-3-1-2 訪問入浴介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(回/年)
	予防	介護	
29	0	12	778回
30	0	12	588回
31	0	15	734回
32	0	15	734回
37	0	16	794回

### (3) 訪問看護

訪問看護の利用は、平成 32 年度には 15,228 回、平成 29 年度（見込み）から 27.0% の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 18,336 回、53.0% 増を見込みました。

図表 6-3-1-3 訪問看護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(回/年)	
	予防	介護	予防	介護
29	20	118	1,498回	10,488回
30	22	133	1,829回	11,606回
31	22	137	1,992回	12,258回
32	22	141	2,136回	13,092回
37	27	158	2,700回	15,636回

■ 予防  
▣ 介護

### (4) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションの利用は、平成 32 年度には 5,634 回、平成 29 年度（見込み）から 53.2% の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 5,820 回、58.2% 増を見込みました。

図表 6-3-1-4 訪問リハビリテーションの利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(回/年)	
	予防	介護	予防	介護
29	2	19	317回	3,361回
30	3	28	360回	4,715回
31	3	30	360回	5,016回
32	3	32	360回	5,274回
37	3	34	360回	5,460回

■ 予防  
▣ 介護

### (5) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導の利用は、平成 32 年度には 215 人/月、平成 29 年度の 185 人/月（見込み）から 16.2%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 237 人/月、28.1%増を見込みました。

図表 6-3-1-5 居宅療養管理指導の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)		
	予防	介護	予防	介護	
29	19	166	228人	1,992人	2,220人
30	26	178	312人	2,136人	2,448人
31	27	181	324人	2,172人	2,496人
32	29	186	348人	2,232人	2,580人
37	35	202	420人	2,424人	2,844人

### (6) 通所介護

通所介護の利用は、介護給付が平成 32 年度には 47,370 回、平成 29 年度（見込み）から 23.0%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 56,436 回、46.5%増を見込みました。

図表 6-3-1-6 通所介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)	サービス量(回/年)
	介護	
29	311	38,516回
30	390	43,584回
31	420	43,974回
32	450	47,370回
37	485	56,436回

## (7) 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションの利用は、介護給付が平成 32 年度には 18,694 回、平成 29 年度（見込み）から 28.8%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 23,567 回、62.4%増を見込みました。

図表 6-3-1-7 通所リハビリテーションの利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(予防=人/年、介護=回/年)	
	予防	介護	予防	介護
29	98	128	1,176人	14,514回
	115	153	1,380人	16,387回
30	115	162	1,380人	17,092回
	115	180	1,380人	18,694回
37	115	238	1,380人	23,567回

## (8) 短期入所生活介護

短期入所生活介護の利用は、平成 32 年度には 21,750 日、平成 29 年度（見込み）から 37.9%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 24,970 日、58.4%増を見込みました。

図表 6-3-1-8 短期入所生活介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(日/年)	
	予防	介護	予防	介護
29	2	116	130日	15,638日
	2	137	193日	21,676日
30	2	137	200日	22,222日
	2	138	206日	21,544日
37	4	143	454日	24,516日

### (9) 短期入所療養介護（老健）

短期入所療養介護の利用は、平成 30～32 年度には 1,000 日、平成 29 年度（見込み）から 75.1%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 1,223 日、114.2%増を見込みました。

図表 6-3-1-9 短期入所生活介護（老健）の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(日/年)	
	予防	介護	0日	571日
29	0	6	0日	571日
30	0	10	0日	1,000日
31	0	10	0日	1,000日
32	0	10	0日	1,000日
37	0	11	0日	1,223日

### (10) 福祉用具貸与

福祉用具貸与の利用は、平成 32 年度には 7,320 人、平成 29 年度（見込み）から 15.3%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 7,380 人、16.3%増を見込みました。

図表 6-3-1-10 福祉用具貸与の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)	
	予防	介護	1,428人	4,920人
29	119	410	1,428人	4,920人
30	130	441	1,560人	5,292人
31	130	457	1,560人	5,484人
32	130	480	1,560人	5,760人
37	130	485	1,560人	5,820人

### (11) 特定福祉用具購入費

特定福祉用具購入費の利用は、平成 31、32 年度には 192 人、平成 29 年度（見込み）から 60.0%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 216 人、80.0%増を見込みました。

図表 6-3-1-11 特定福祉用具購入費の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)		
	予防	介護	予防	介護	
29	5	5	60人	60人	120人
30	7	8	84人	96人	180人
31	7	9	84人	108人	192人
32	7	9	84人	108人	192人
37	8	10	96人	120人	216人

### (12) 住宅改修費

住宅改修費の利用は、平成 31、32 年度には 156 人、平成 29 年度（見込み）から 62.5%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 204 人、112.5%増を見込みました。

図表 6-3-1-12 住宅改修費の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)		
	予防	介護	予防	介護	
29	4	4	48人	48人	96人
30	2	9	24人	108人	132人
31	2	11	24人	132人	156人
32	2	11	24人	132人	156人
37	2	15	24人	180人	204人



### (13) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護の利用は、平成 32 年度は 132 人、平成 29 年度（見込み）から 22.2%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 156 人、44.4%増を見込みました。

図表 6-3-1-13 特定施設入居者生活介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)	
	予防	介護	予防	介護
29	0	9	0人	108人
30	0	9	0人	108人
31	0	10	0人	120人
32	0	11	0人	132人
37	0	13	0人	156人

## 2. 地域密着型サービス

### (1) 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護の利用は、平成 32 年度には 2,983 回、平成 29 年度（見込み）から 44.4%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 4,390 回、112.5%増を見込みました。

図表 6-3-2-1 認知症対応型通所介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(回/年)	
	予防	介護	予防	介護
29	0	13	0回	2,066回
30	0	17	0回	2,492回
31	0	19	0回	2,738回
32	0	20	0回	2,983回
37	0	30	0回	4,390回

### (2) 小規模多機能型居宅介護

第7期計画期間においては、平成 31 年度に小規模多機能型居宅介護の事業所を整備する予定です。設置数は1事業所、定員は29名となります。

小規模多機能型居宅介護の利用は、新たな事業所の整備を踏まえ、平成 32 年度には 65 人/月、平成 29 年度の 41 人/月（見込み）から 58.5%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 92 人/月、124.4%増を見込みました。

図表 6-3-2-2 小規模多機能型居宅介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)	
	予防	介護	予防	介護
29	0	41	0人	492人
30	0	44	0人	528人
31	0	52	0人	624人
32	0	65	0人	780人
37	0	92	0人	1,104人

### (3) 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護の利用は、平成 30～32 年度には 67 人／月、平成 29 年度の 66 人／月（見込み）から 1.5%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 90 人／月、36.4%増を見込みました。

図表 6-3-2-3 認知症対応型共同生活介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)	
	予防	介護	予防	介護
29	0	66	0人	792人
30	0	67	0人	804人
31	0	67	0人	804人
32	0	67	0人	804人
37	0	90	0人	1,080人

### (4) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用は、平成 30～32 年度には 39 人／月で、平成 29 年度（見込み）と増減はないと見込みました。また、平成 37 年度には 48 人／月、23.1%増を見込みました。

図表 6-3-2-4 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)	
	介護		介護	
29	39		468人	
30	39		468人	
31	39		468人	
32	39		468人	
37	48		576人	

### (5) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護の利用は、平成 30～32 年度には 8,065 回、平成 29 年度（見込み）から 15.9%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 12,265 回、76.3%増を見込みました。

図表 6-3-2-5 地域密着型通所介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)	サービス量(回/年)	
	介護	サービス量(回/年)	
29	57	6,958回	■ 介護
30	65	8,065回	
31	65	8,065回	
32	65	8,065回	
37	90	12,265回	

## 3. 施設サービス

### (1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設の利用は、平成 30 年度以降は 1,860 人、平成 29 年度（見込み）から 6.2%の増加になると見込みました。

図表 6-3-3-1 介護老人福祉施設の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)	サービス量(人/年)	
	介護	サービス量(人/年)	
29	146	1,752人	■ 介護
30	155	1,860人	
31	155	1,860人	
32	155	1,860人	
37	155	1,860人	

## (2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設の利用は、平成 30 年度以降は 1,452 人、平成 29 年度（見込み）から 3.4%の増加になると見込みました。

図表 6-3-3-2 介護老人保健施設の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)	サービス量(人/年)	
	介護	利用者数	サービス量
29	117	1,404人	■ 介護
30	121	1,452人	
31	121	1,452人	
32	121	1,452人	
37	121	1,452人	

## (3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設の利用は、平成 30 年度以降は 12 人で、平成 29 年度（見込み）から増減はないと見込みました。

図表 6-3-3-3 介護療養型医療施設の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)	サービス量(人/年)	
	介護	利用者数	サービス量
29	1	12人	■ 介護
30	1	12人	
31	1	12人	
32	1	12人	
37	1	12人	

※平成 37 年度は介護医療院

#### 4. 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援の利用は、平成 32 年度には 1,119 人／月、平成 29 年度の 859 人／月（見込み）から 30.3%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 1,263 人／月、47.0%増を見込みました。

図表 6-3-4-1 居宅介護支援・介護予防支援の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)		
	予防	介護	予防	介護	
29	241	618	2,892人	7,416人	10,308人
30	308	649	3,696人	7,788人	11,484人
31	374	668	4,488人	8,016人	12,504人
32	434	685	5,208人	8,220人	13,428人
37	506	757	6,072人	9,084人	15,156人

## 第4節 地域支援事業

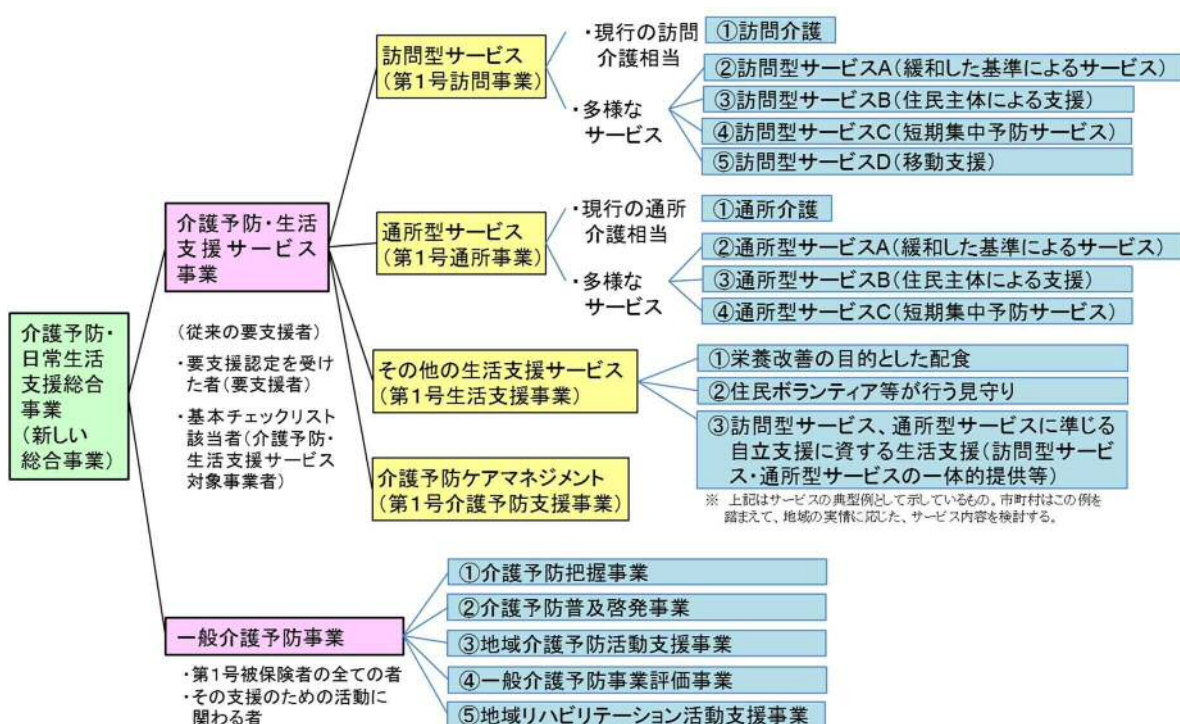
### I 介護予防事業

#### 1. 介護予防・日常生活支援総合事業

##### 総合事業の内容

総合事業は、訪問型・通所型サービス等の「介護予防・生活支援サービス事業」と、介護予防の普及啓発や教室等の「一般介護予防事業」で構成されています。「一般介護予防事業」はすべての高齢者が対象となり、「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者と要支援者に相当する状態の人でチェックリストを用いて判断し、介護予防ケアマネジメントを受けた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）が対象となります。

図表6-4-1-1 総合事業のサービス体系





## (1) 介護予防・生活支援サービス事業

総合事業の柱となる介護予防・生活支援サービス事業は、「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」で構成されます。このうち、「訪問型サービス」「通所型サービス」には、現行の訪問介護や通所介護に加え、主に雇用労働者が提供するサービスA、ボランティア主体のサービスB、保健・医療の専門職が提供するサービスC、通所型サービス利用の際の移動支援のサービスDの類型があります。

多様な内容であり、サービスの基準、単価は町が決定します。利用者はそれらのサービスから希望のサービスを選ぶことができます。

「その他の生活支援サービス」は、配食、見守り、訪問型サービスおよび通所型サービスの一体的提供等の3つのサービスです。

### ① 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。住民主体による「訪問型サービスB」などにおいて多様なサービスを検討していきます。

図表6-4-1-2 想定される訪問型サービス

区 分	サービス内容	想定される事業者等
訪問介護 (現行の訪問介護に相当)	・現行の訪問介護に相当(訪問介護員による身体介護、生活援助)	指定事業者
訪問型サービスA (緩和した基準による)	・掃除、買い物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し 等	事業者 シルバー人材センター
訪問型サービスB (住民主体による支援)	・調理指導、献立指導、体重測定	食生活改善推進協議会 有償・無償のボランティア
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	・従来の二次予防事業の訪問型介護予防事業 ・栄養改善 ・口腔機能向上 ・居宅での相談指導等	事業者 管理栄養士 歯科衛生士会 町の保健師等
訪問型サービスD (移動支援)	・サロン等の通所型サービス利用の際の移動支援や移送前後の生活支援	事業者



## ② 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。地区社協が実施しているいきいきサロンをはじめとする、既存サービスが位置づけられないかを検討していきます。

図表6-4-1-3 想定される通所型サービス

区 分	サービス内容	想定される事業者等
通所介護 (現行の通所介護に相当)	・ 現行の通所介護に相当 (生活機能向上のための機能訓練)	指定事業者
通所型サービスA (緩和した基準による)	・ 運動、栄養、口腔、認知等に関する介護予防教室 ・ ミニデイサービス	事業者
通所型サービスB (住民主体による支援)	・ いきいきサロン ・ 体操・運動等の自主的な通いの場	有償・無償のボランティア
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	・ 従来 of 二次予防事業の通所型介護予防事業 ・ 機能訓練、環境調整等	事業者 町の保健師等

## ③ その他の生活支援サービス

要支援者等に対し、配食サービス、住民ボランティア等によるひとり暮らし高齢者等への見守り (定期的な安否確認および緊急時の対応)、および訪問型サービス・通所型サービスに準じる自立支援のための生活支援 (訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等) を提供します。

## ④ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを行います。

## (2) 一般介護予防事業

### ① 介護予防把握事業

本人、家族等からの相談、民生委員児童委員等地域住民からの情報提供、要介護認定の担当部局との連携などにより収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげます。

## ② 介護予防普及啓発事業

運動、認知症予防、栄養改善、口腔機能の向上等の住民主体の介護予防活動の取組みが行えるよう、教室や出前講座などを通じて普及啓発に取り組みます。

### ア まるごと介護予防教室

高齢者の自立した生活の維持・向上及び認知症予防を目的とし、運動、口腔機能の向上、栄養、創作活動、音楽等を実践します。

図表 6-4-1-4 まるごと介護予防教室の実施見込み

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参 加 者 数(人)	20	20	20
延 べ参加者数(人)	160	160	160
開 催 回 数(回/年)	8	8	8

### イ 足・脳いきいき教室

筋力や柔軟性の向上のために、筋力トレーニングやストレッチ等の運動を行い、生活機能の維持又は向上を図り、継続して行うことができるよう取り組みます。

図表 6-4-1-5 足・脳いきいき教室の実施見込み

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参 加 者 数(人)	20	20	20
延 べ参加者数(人)	240	240	240
開 催 回 数(回/年)	12	12	12

### ウ 出張型運動教室

老人クラブ、ふれあい・いきいきサロン等の団体を対象に、運動を主とした介護予防に関する講義及び介護予防体操を実施します。

図表 6-4-1-6 出張型運動教室の実施見込み

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参 加 者 数(人)	50	50	50
延 べ参加者数(人)	100	100	100
開 催 回 数(回/年)	10	10	10

### エ 出前講座

地域に出向き、運動、認知症予防、その他の介護予防について知識の普及・啓発をすることを目的に講義や介護予防の体操・レクリエーション等を実施します。

#### オ 認知症講座（認知症早期発見プログラム）

老人クラブやいきいきサロンなど希望する団体に、認知症の正しい知識の普及啓発及び早期発見を目的とした講座を実施します。認知症予防の講話、レクリエーション、タッチパネル（もの忘れが始まっている可能性について点数で判定できる機器）の体験を行い、詳細な検査が必要な人には、二次検査を実施し、医療機関の受診勧奨や認知症予防教室の参加勧奨を行います。

#### ③ 一般介護予防事業評価事業

達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

#### ④ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へ、「心身機能」だけではなく、「活動」「参加」の要素にバランス良く働きかけることのできる経験豊富な理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職による助言等を行います。

## Ⅱ 包括的支援事業

### 1. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

#### （1）総合相談支援業務

高齢者等の見守り活動事業を活用して、高齢者虐待の早期発見、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等支援の必要な高齢者の把握に努め、民生委員児童委員や地域住民と連絡を取り合っ  
て、それぞれの状況に応じた最適な措置やサービス、制度の利用につなげていきます。

#### （2）権利擁護業務

地域のネットワークを構築し、支援の必要な高齢者の把握に努め、必要に応じて適切なサ  
ービスや制度の利用につなげていきます。

特に、権利擁護の観点から支援が必要な高齢者については、措置入所、成年後見制度、社  
会福祉協議会の日常生活自立支援事業などの利用を支援します。

#### （3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

福祉・保健・医療など地域の社会資源との連絡・調整を行うと共に、居宅介護支援事業者  
連絡協議会と連携して、介護支援専門員の研修や困難事例への対応等介護支援専門員の後方  
支援等を行います。

## 2. 包括的支援事業（社会保障充実分）

### （1）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける事ができるよう、医療及び介護等の関係団体が連携し、多職種協働により、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を推進します。

### （2）生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である町が中心となって、他団体の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図ります。また、生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組みにつながることから、町が中心となって、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報共有・連携強化の場を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。

### （3）認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける事ができるよう、認知症の人やその家族に対して効果的な支援ができるよう取り組みます。認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置により、相談・支援を行います。

#### ① 認知症カフェ等の集いの場づくり

認知症の家族を介護する介護者が、情報交換や意見交換のできる、集いの場づくりを支援します。また、認知症サポーターに協力を得ながら、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う「認知症カフェ」の開催を支援します。

### （4）地域ケア会議推進事業

高齢者ひとりひとりが尊厳を保ちながら、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう、必要な包括的かつ継続的な支援を構築することを目的として、地域ケア会議を開催します。地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策形成に繋がるよう、取り組んでいきます。

図表 6-4-2-1 地域ケア会議推進事業の実施見込み

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参 加 者 数(人)	6	6	6
延 べ 参 加 者 数 (人)	72	72	72
開 催 回 数(回/年)	12	12	12

## Ⅲ 任意事業

### 1. 介護給付等費用適正化事業

実施すべき事業については原則、主要5事業すべて実施します。主要5事業とは以下の事業です。①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知

#### (1) 要介護認定の適正化

(事業の趣旨)

本事業は、要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について市町村職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために行う。

(実施目標)

認定調査を委託して実施した場合において、委託した認定調査の全件について書面等の審査を実施します。

#### (2) ケアプランの点検

(事業の趣旨)

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善する。

(実施目標)

町内居宅支援事業所の全件に対して、事前にケアプランの提出を求め、後日、保険者が事業所を訪問して実施します。また、その際にはケアプランに加え、保険者が独自に作成したチェックシートの提出を求め、ケアプランの点検を行います。

#### (3) 住宅改修等の点検

(事業の趣旨)

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除する。

(実施目標)

住宅改修の点検は、高齢者が安全に自立した在宅等での生活を送るために適正に実施される必要があるため、事前・事後の書面チェック、事後の訪問確認を全件実施します。福祉用具購入・貸与調査については事前申請時の書面チェックを全件行っています。

#### **(4) 縦覧点検・医療情報との突合**

##### **i. 縦覧点検**

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行う。

##### **ii. 医療情報との突合**

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図る。

（実施目標）

縦覧点検・医療情報との突合は効果額が高いため、継続して全件の国保連合会への委託を実施します。

#### **(5) 介護給付費通知**

（事業の趣旨）

保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげる。

（実施目標）

国保連合会から送付される介護給付データをもとに自庁介護保険システムにて抽出・作成し、対象のサービス利用者に対して全件送付を実施します。

## 2. 家族介護支援事業

### (1) 家族介護慰労金支給事業

要介護4・5の認定者を在宅で介護している家族に対して、1か月5,000円の慰労金の支給を継続して行います。

### (2) 認知症高齢者見守り事業

認知症高齢者が徘徊した場合に、家族が居所不明となった高齢者をGPSを利用して探索する認知症高齢者見守り事業については、これまでに1件の利用でしたが、増加が予想される認知症高齢者への対応として事業を継続します。また、サービスについて周知を図ります。

### (3) 徘徊高齢者SOSネットワーク事業

徘徊する恐れのある認知症高齢者等が行方不明時に早期発見できる支援体制の構築、徘徊高齢者等の生命及び身体の安全並びにその家族等への支援を図ることを目的に行います。徘徊の恐れのある高齢者等の家族は事前登録をし、行方不明時には協力サポーターとして登録している人や事業所にメールやFAXを用いて情報共有をし、搜索の協力をします。

### (4) 認知症家族のつどい

認知症の人の家族同士の情報交換や支え合い、介護の知識の取得ができる場を設け、認知症の人とその家族が安定した生活を送ることができることを目的に月に1回、つどいを開催します。



### 3. その他の事業

#### (1) 成年後見制度利用支援事業

権利擁護事業の推進に伴い、認知症高齢者等が成年後見制度を利用することを踏まえ、低所得者が当制度の利用にあたり申立てや鑑定に要する費用を助成したり、後見人に対し報酬を支払うことなど、制度の利用を促進します。

#### (2) 地域自立生活支援事業

##### ア 生活管理指導員派遣事業

高齢者世帯（ひとり暮らし高齢者など）や基本的な生活習慣が欠如している高齢者に対し、生活管理指導員の派遣を行い自立を促します。事業は社会福祉協議会に委託します。

##### イ 生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、養護老人ホームや特別養護老人ホームなどを活用して、一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行う生活管理指導短期宿泊事業を行っていきます。

#### (3) 介護用品の支給（日常生活用品等購入費助成事業）

要介護状態の在宅高齢者を介護している家族に対する介護用品購入費の一部助成については、今後も対象者の大幅な増加が見込まれます。所得状況や利用者の状態および購入対象品目の明確化などを含めた内容の検討を行い、在宅介護者の経済的な負担の軽減を念頭において、本来必要とされる家族に対し助成を行っていきます。

#### (4) 配食サービス

民間委託により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを対象に、毎週2回水・金曜日に昼食を配達し、栄養面からの健康の維持・増進と安否確認を行います。  
また、毎日型のサービスについて検討していきます。

#### (5) 認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの実現のために、地域住民に認知症の基礎知識や支援・対応方法などを理解してもらい、地域で支える応援者を作ることに取り組みます。

図表 6-4-3-1 認知症サポーター養成講座の実施見込み

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参 加 者 数(人)	30	30	30
延 べ 参 加 者 数 (人)	300	300	300
開 催 回 数(回/年)	10	10	10

## 4. 一般施策による生活支援

### (1) 配食サービス（社会福祉協議会）

食事ボランティアの協力を得て、75 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、配食サービス（年3回）を実施します。

### (2) 緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者世帯等を対象に、ペンダント型発信器を備えたセンター方式の緊急通報の装置を促進し、家庭内の事故等による通報に随時対応できる体制のさらなる拡充を図ります。また、IT化に対応するためデジタル方式の機器へ改修をしていきます。さらに、受益者負担のあり方についてもひきつづき検討していきます。

### (3) 生きがい活動支援デイサービス

社会福祉協議会により老人福祉センターにおいて60歳以上の高齢者を対象に、閉じこもりがちの人、社会的な孤立感の解消、自立した生活への助長、認知症予防などを目的として、レクリエーションの場を提供し健康増進等の充実に努めます。

### (4) 見守りサービス

社会福祉協議会による友愛訪問の拡充や、配食サービスの機会を活用した地域の見守り活動をひきつづき推進します。また、地域の高齢者等の安否確認のため日本郵便株式会社大垣郵便局と養老町における高齢者見守り活動に関する協定書を結んでいます。高齢者宅を訪問する機会が多いサービス事業者とも協力を得て、安否確認の協力を図っていきます。さらに、民生委員児童委員や地域のボランティアによるネットワークを活用し、近隣見守り活動を促進するとともに、地域包括支援センター等との連携を図りながら、サービスのニーズを把握します。

### (5) 訪問理美容サービス・寝具洗濯乾燥消毒サービス

訪問理美容サービスや寝具洗濯乾燥消毒サービスについては、他のサービスほど利用意向は高くないものの、加齢や疾病等により美容院や美容院に出向くことが困難になった場合や、寝具の乾燥が行えなくなった場合にサービスの利用を希望する意向が根強くあることから、ニーズや民間事業者の意向を把握しながら実施を検討していきます。

### (6) ふれあいきいきサロン

社会福祉協議会により、住みなれた地域で、明るく楽しく元気で集える「ふれあいの場」を設けています。引きこもり予防・外出支援のための場としています。

## 第5節 第1号被保険者の保険料の推計

### 1. 介護保険事業費の見込み

#### (1) 標準給付費

要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費のサービス別の内訳は図表6-5-1-1のとおりです。

図表6-5-1-1 総給付費の見込み（サービス別）

単位：千円

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
<b>I 介護給付費</b>	<b>2,431,374</b>	<b>2,482,116</b>	<b>2,572,795</b>	<b>3,007,342</b>
(1) 居宅サービス				
○訪問介護	130,084	133,623	138,733	177,983
○訪問入浴介護	6,712	8,381	8,381	9,074
○訪問看護	53,314	56,497	60,335	71,616
○訪問リハビリテーション	13,483	14,321	15,035	15,543
○居宅療養管理指導	22,192	22,638	23,267	25,457
○通所介護	353,064	355,726	385,297	460,465
○通所リハビリテーション	138,958	144,762	158,897	202,252
○短期入所生活介護	174,757	179,005	173,123	196,360
○短期入所療養介護（老健）	11,141	11,141	11,141	13,602
○福祉用具貸与	75,078	77,066	79,917	80,156
○特定福祉用具販売	3,866	4,485	4,485	4,952
○住宅改修	8,330	9,306	9,306	11,560
○特定施設入居者生活介護	18,582	19,630	21,385	24,904
(2) 地域密着型サービス				
○認知症対応型通所介護	26,799	29,353	31,897	47,250
○小規模多機能型居宅介護	106,344	124,024	156,196	220,151
○認知症対応型共同生活介護	191,707	191,707	191,707	256,049
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	121,499	121,499	121,499	152,935
○地域密着型通所介護	67,409	67,409	67,409	102,584
(3) 介護保険施設サービス				
○介護老人福祉施設	439,078	439,078	439,078	439,145
○介護老人保健施設	352,690	352,690	352,690	360,517
○介護医療院（平成37年度は介護療養型医療施設を含む）				4,847
○介護療養型医療施設	4,847	4,847	4,847	
(4) 居宅介護支援	111,440	114,928	118,170	129,940
<b>II 予防給付費</b>	<b>77,078</b>	<b>81,363</b>	<b>85,330</b>	<b>93,539</b>
(1) 介護予防サービス				
○介護予防訪問看護	7,069	7,692	8,242	10,402
○介護予防訪問リハビリテーション	998	998	998	998
○介護予防居宅療養管理指導	2,341	2,426	2,597	3,131
○介護予防通所リハビリテーション	37,942	37,942	37,942	37,942
○介護予防短期入所生活介護	1,084	1,123	1,155	2,538
○介護予防福祉用具貸与	6,854	6,854	6,854	6,854
○特定介護予防福祉用具購入費	1,987	1,987	1,987	2,259
○介護予防住宅改修	2,280	2,280	2,280	2,280
(2) 介護予防支援	16,523	20,061	23,275	27,135
<b>総給付費（合計）（I+II）</b>	<b>2,508,452</b>	<b>2,563,479</b>	<b>2,658,125</b>	<b>3,100,881</b>

（注）四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

標準給付費は、総給付費、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、算定対象審査支払手数料を合算したものです。第7期の標準給付費は約82億円になると見込みました（図表6-5-1-2）。

図表 6-5-1-2 標準給付費の見込み

単位：千円

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
①総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	2,508,452	2,563,479	2,658,125	7,730,056
総給付費（介護給付費+予防給付費）	2,508,452	2,563,479	2,658,125	7,730,056
②特定入所者介護サービス費等給付額 （資産等勘案調整後）	97,832	100,064	102,295	300,191
③高額介護サービス費等給付額	44,803	45,825	46,846	137,474
④高額医療合算介護サービス費等給付額	7,664	7,839	8,013	23,516
⑤算定対象審査支払手数料	2,696	2,739	2,783	8,218
標準給付費見込み額	2,661,446	2,719,945	2,818,062	8,199,454

（注）四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

## （2）地域支援事業費

地域支援事業費は、介護予防事業、包括的支援事業および任意事業に係る費用です。第7期の地域支援事業費は約2.3億円と見込みました（図表6-5-1-3）。

図表 6-5-1-3 地域支援事業費の見込み

単位：千円

	合計	第7期		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
①介護予防・日常生活支援総合事業費	157,249	51,247	52,416	53,585
②包括的支援事業・任意事業費	73,505	23,955	24,502	25,048
地域支援事業費	230,754	75,203	76,918	78,633

## 2. 第1号被保険者の保険料の推計

### (1) 第1号被保険者の保険料の推計

第1号被保険者の保険料基準額（月額）は、次の算式で求めます。第6期における保険料基準額は6,316円となりますが、準備基金等121,369千円を取り崩すことにより5,950円となります。第7期の保険料基準額（月額）は5,950円とします。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\begin{array}{l} \text{平成 27～29 年度の標準} \\ \text{給付費見込額（調整後）} \\ \text{(A)} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{平成 27～29 年度の} \\ \text{地域支援事業費} \\ \text{(B)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{第 1号被保険} \\ \text{者負担割合} \\ \text{23\%} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{第 1号被保険者} \\ \text{負担相当額} \\ \text{(D)} \end{array}} \\
 (8,199,454 \text{ 千円} + 230,754 \text{ 千円}) \quad \quad \quad 0.23 \quad \quad \quad 1,938,948 \text{ 千円} \\
 \\
 \boxed{\begin{array}{l} \text{第 1号被保険} \\ \text{者負担相当額} \\ \text{(D)} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{調整交付金} \\ \text{相当額} \\ \text{(E)} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{調整交付金} \\ \text{見込額} \\ \text{(I)} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{準備基金} \\ \text{等取崩額} \\ \text{(K)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{保険料収納} \\ \text{必要額} \\ \text{(L)} \end{array}} \\
 1,938,948 \text{ 千円} \quad 417,835 \text{ 千円} \quad 263,268 \text{ 千円} \quad 121,369 \text{ 千円} \quad 1,972,146 \text{ 千円} \\
 \\
 \boxed{\begin{array}{l} \text{保険料収納} \\ \text{必要額} \\ \text{(L)} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{l} \text{予定保険} \\ \text{料収納率} \\ \text{(M)} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{l} \text{弾力化をした場合の所得段階} \\ \text{別加入割合補正後被保険者} \\ \text{数} \\ \text{(C)} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{l} \text{12 か月} \\ \text{12 か月} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{保険料（月額）} \\ \text{5,950 円} \end{array}} \\
 1,972,146 \text{ 千円} \quad 0.9852 \quad 28,034 \text{ 人} \quad 12 \text{ か月} \quad 5,950 \text{ 円} \\
 \boxed{5,950 \text{ 円}}
 \end{array}$$

### (2) 第1号被保険者負担相当額の見込み

「標準給付費」と「地域支援事業費」に対する、第1号被保険者負担割合（第7期は23%）相当額が、第1号被保険者保険料を算出する根拠となります。これに、調整交付金の見込、市町村特別給付費等を加え、保険料収納率の見込みを勘案して、保険料基準額を算定します。

図表 6-5-2-1 第1号被保険者負担分相当額の見込み

	合 計	第 7 期		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 1号被保険者負担分相当額	1,938,948 千円	629,429 千円	643,279 千円	666,240 千円
調整交付金相当額	417,835 千円	135,635 千円	138,618 千円	143,582 千円
調整交付金見込額	263,268 千円	90,333 千円	86,498 千円	86,437 千円
調整交付金見込み交付割合		3.33%	3.12%	3.01%
後期高齢者加入割合補正係数		1.0518	1.0599	1.0621
所得段階別加入割合補正係数		1.0406	1.0505	1.0572
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
市町村相互財政安定化事業交付額	0			
保険料収納必要額	1,972,146 千円			
予定保険料収納率	98.52			

### 3. 高齢者の所得段階別の割合と保険料段階

第1号被保険者保険料は、保険料基準額に、所得段階別の割合を乗じた額を負担していただくこととなります。

本町における所得段階別の構成比及び被保険者数、所得段階別の割合は以下のとおりに設定しました。

図表 6-5-3-1 所得段階別の状況

(人)

	合 計	第7期			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
第1号被保険者数	27,340	8,985	9,112	9,243	9,363
前期 (65～74 歳)	14,402	4,759	4,800	4,843	4,110
後期 (75～84 歳)	8,640	2,834	2,880	2,926	3,713
後期 (85 歳～)	4,298	1,392	1,432	1,474	1,540
所得段階別加入割合					
第1段階	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%
第2段階	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%
第3段階	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%
第4段階	19.7%	19.7%	19.7%	19.7%	19.7%
第5段階	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%
第6段階	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%
第7段階	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
第8段階	6.1%	6.1%	6.1%	6.1%	6.1%
第9段階	5.1%	5.1%	5.1%	5.1%	5.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数					
第1段階	3,372	1,108	1,124	1,140	1,155
第2段階	1,327	436	442	449	455
第3段階	1,443	474	481	488	494
第4段階	5,376	1,767	1,792	1,817	1,842
第5段階	5,197	1,708	1,732	1,757	1,779
第6段階	4,652	1,529	1,550	1,573	1,593
第7段階	2,919	959	973	987	999
第8段階	1,669	549	556	564	572
第9段階	1,385	455	462	468	474
合計	27,340	8,985	9,112	9,243	9,363
所得段階別加入割合補正 後被保険者数	28,034	9,213	9,343	9,477	9,600

## 4. 所得段階別の保険料率

第7期では、第1号被保険者保険料について、高齢者の所得段階を下表の9段階に分け、各段階で保険料基準額に対する割合を設定します。

図表 6-5-4-1 所得段階別の保険料率の設定（第7期）

	基準額に対する割合	対象者
第1段階	0.50	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者 ・被保険者本人及び同一世帯員すべての人が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が <sup>※</sup> 80万円以下
第2段階	0.63	・被保険者本人及び同一世帯員すべての人が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が <sup>※</sup> 80万円超120万円以下
第3段階	0.75	・被保険者本人及び同一世帯員すべての人が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が <sup>※</sup> 120万円超
第4段階	0.90	・被保険者の世帯員に住民税が課税され、被保険者本人が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が <sup>※</sup> 80万円以下
第5段階	1.00	・被保険者の世帯員に住民税が課税され、被保険者本人が住民税非課税
第6段階	1.20	・被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が <sup>※</sup> 120万円未満
第7段階	1.30	・被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が <sup>※</sup> 120万円以上190万円未満
第8段階	1.50	・被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が <sup>※</sup> 190万円以上290万円未満
第9段階	1.70	・被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が <sup>※</sup> 290万円以上

## 5. 第1号被保険者保険料基準額（月額）の見込み

第7期における第1号被保険者保険料の基準額（月額）を以下のとおり設定します。

図表 6-5-5-1 第1号被保険者保険料基準額

	第7期
保険料基準額（月額）	5,950 円
準備基金取崩額の影響	366 円
準備基金の残高（前年度末の見込み額）	121,369,127 円
準備基金取崩額	121,369,127 円
準備基金取崩割合	100%
財政安定化基金拠出金見込み額の影響額	0
財政安定化基金拠出金見込額	0
財政安定化基金拠出率	0.0%
財政安定化基金償還金の影響額	0
財政安定化基金償還金	0
保険料基準額の伸び率（%）※対6期保険料	12.9%



## 養老町シニアプラン 21

### 第7期養老町介護保険事業計画・老人福祉計画

平成30年3月

発行者／養老町

編集／住民福祉部健康福祉課

〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田 798

TEL：0584-32-1105 FAX：0584-32-2686